

役員等の報酬、手当、及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人コミュニティハート（以下「当法人」という。）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、及び評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬、手当、及び費用弁償について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員及び評議員選任解任委員会委員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 常勤役員には、勤務形態に応じて、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤役員及び評議員には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額を上限とする。

(2) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額

(3) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて上限を定めるものとし、各非常勤役員の具体的な報酬額は理事会で、各評議員の具体的な報酬額は評議員会で、それぞれ定める。

(1) 理事長の報酬については、別表第2に定める額を上限とする。

(2) その他の非常勤理事の報酬は、別表第3に定める額を上限とする。

(3) 監事の報酬は、別表第4に定める額を上限とする。

(4) 評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬は、別表第5に定める額を上限とする。

(5) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料)を支給する。

(報酬等の総額)

第6条 理事に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が1,200,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、当月分の報酬及び通勤手当を、翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

2 理事長、副理事長、及び専務理事に対する当月分の報酬等の支給時期は、翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

3 その他の非常勤役員等に対する当月分の報酬等の支給時期は、翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員、理事長、及び副理事長のいずれかに就任した者には、理事会で別段の定めをした場合を除き、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員、理事長、及び副理事長のいずれかが退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は、平成30年10月1日から施行し、それまでの間は、なお従前の例による。

別表1（常勤役員の報酬（第4条第1号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
常勤理事	年額 6,000,000 円	週 5 日

別表2（理事長，副理事長，及び専務理事の報酬（第5条第1号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額 300,000 円	非常勤
副理事長	月額 100,000 円	非常勤

別表3（その他の非常勤理事の報酬（第5条第2号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000 円

別表4（監事の報酬（第5条第3号関係））

区分	日額
理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	20,000 円
監事監査	50,000 円

別表5（評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬（第5条第4号関係））

区分	日額
評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000 円